

「千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正（案）」 に関するパブリックコメント手続を実施します。

千葉市では、市民主体の活力あるまちづくりに資することを目的として、平成20年に「千葉市市民参加及び協働に関する条例」を施行し、市民参加と協働の推進を図ってきましたが、人々の価値観や生活様式が多様化し、社会が取り組むべき課題が増大する中、今後さらに市民が主体となって地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、条例の改正（案）を作成しました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：<http://city.chiba.jp/go/pbc>
- ・市内施設での閲覧および配布：市民自治推進課（市役所8階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

【意見の募集方法】

- ・募集期間：平成31年3月1日(金)～平成31年4月1日(月) ※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法

「千葉市市民参加及び協働に関する条例の改正（案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- ・提出先
 - 1 郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所市民自治推進課
 - 2 FAX：043-245-5665
 - 3 電子メール：jichi.CIC@city.chiba.lg.jp
 - 4 持参：市民自治推進課（市役所8階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成31年4月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市市民局市民自治推進部市民自治推進課

電話 043-245-5664

FAX 043-245-5665

電子メール jichi.CIC@city.chiba.lg.jp